

【令和2年度新規】区市町村障害福祉人材確保対策事業

目的

区市町村が実施する障害福祉人材対策への支援を行うことで、地域社会を支える障害福祉人材の確保・育成・定着を図る。

実施内容

- 実施主体：区市町村。ただし、事業を適切に運営できると認められる団体に、事業の全部又は一部を委託し、又は助成して実施することができる。
- 内容：区市町村が実施する以下の補助対象事業に要する経費の一部について、都が予算の範囲内で補助する。
- 補助基準額：1区市町村当たり 10,000千円
- 補助率：1/2（包括補助事業の選択事業）

補助対象事業

<p>1 障害福祉職場体験等促進事業</p> <p>○障害福祉の職場体験等を促進するため、住民に対する広報、参加者を受け入れる事業所の環境整備（ホームページや受入れマニュアルの作成等）、参加者に対する実費等に要する経費に対し助成</p>	<p>6 介護初任者等に対する研修支援事業</p> <p>○介護未経験や初任者が、基本的な知識・技術を習得するための研修（介護に関する入門的研修、介護職員初任者研修など）の実施及び受講支援を行うための経費に対し助成</p>
<p>2 地域住民等に対する障害福祉等の仕事の理解促進事業</p> <p>○住民や学生等に対して、障害福祉等の仕事の魅力を伝え、イメージアップを図るための講演会や情報発信、基礎的な介護技術の講習会等に要する経費に対し助成</p>	<p>7 キャリアアップ研修支援事業</p> <p>○中堅職員を対象に、マネジメント能力の向上に係る研修、障害特性と支援方法を学ぶ研修、専門的技術や知識を習得する研修等の経費に対し助成</p> <p>○相談支援専門員の資質向上を図るための研修の経費に対し助成</p>
<p>3 介護未経験者向けの研修実施等からマッチングまでの一体的支援事業</p> <p>○障害福祉分野への参入のきっかけ作りのため、介護未経験者向けの研修等の実施や受講支援から、研修受講後の事業所とのマッチングまでの一体的な支援に要する経費に対し助成</p>	<p>8 社会福祉士等養成課程に係る実習支援事業</p> <p>○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師養成課程に係る実習受入れを行う事業所に対し、実習指導者の手当相当額等の経費に対し助成</p>
<p>4 潜在的有資格者等の再就業促進事業</p> <p>○潜在的有資格者等（社会福祉士、介護福祉士、相談支援専門員、サービス管理責任者など）の再就業を支援するため、技術の再習得のための研修、職場体験の実施等に要する経費に対し助成</p>	<p>9 離職した障害福祉人材のニーズ把握のための実態調査事業</p> <p>○離職した人材のニーズや離職理由を把握するための実態調査に要する経費に対し助成</p>
<p>5 エルダー制度等導入支援事業</p> <p>○新人・若手職員の定着促進を図るため、事業所に対するエルダー制度等の導入支援や、エルダー等となる職員を育成するための研修等の経費に対し助成</p>	